



裁判沙汰



21世紀の日本ではロースクール(Law School)が整備され、弁護士の数が増えるという。それにもなって裁判の機会が増えると思われている。

裁判で訴える経験

米国は訴訟大国だといふ。私が米国に滞在したのは1年間だけであるが、住み始めて数か月で、早くも裁判で訴える側を応援した。実際に訴えたのは同じアパートに住んでいた友人、佐藤雅彦京大教授(当時は東大助教)である。

ある日、彼の車(フォード)の右後方のトランクの辺りに穴がポツカリと開いていた。へこんだのではなく、本当に直径10センチ以上の穴が開いている。その犯人はすぐに判明した。同じアパートの駐車場にキャンピングカーが停まっている。その車のバンパーは普通の車のようではなく、金属製の棒でできている。その一端に佐藤先生の車と同じ塗料が付着している。穴とバンパーの高さが等しい。

もし日本ならば、キャンピングカーの持主が、保険で修理代を払うところだろう。ところが上の「穴事件」は単純ではなかった。相手は事件を認めようとしなない。そこで裁判となる。この場合には、金額が修理代程度なので、スモールクレームコートという簡易裁判所の扱いである。

召喚状を届けるのが苦勞

キャンピングカーの持主は同じアパートの住人である。まずわれわれは警察を呼んだ。サングラスをかけた婦人警官が颯爽と現れる。被害を受けた佐藤先生の車も、加害者の車も同じアパートの駐車場にある。警官は調書のような紙に事情を記録していく。私は冷静なつもりであったが、初めての経験で興奮したようだ。その夜は珍しく夢を見た。その夢が英語であったので、私は米国生活がいよいよ始まったという実感を抱いた。

裁判所に佐藤先生が出向く。そこで訴状を出すのだが、実際に裁判を行うためには相手に召喚状を届ける必要がある。ここが難関であることがあとにわかる。実は裁判所の近所には、召喚状を届ける商売の人がいるほどだ。

召喚状を相手に届けるのは、大変な仕事である。つまり相手は絶対に受け取ろうとしない。ドアをノックしても居留守を使う。あるいは友人宅に泊りに行ってしまふ。われわれはスタンフォード大学のロースクールの学生(ボランティア)に相談をして、いろいろな人に届けてもらったり、相手のドアに貼紙をしたり、知恵の限りを尽くして届けようとする。しかし、うまくいかない。

警官に証人を頼む

一方で裁判の準備をする。警官に証人となってくれるように頼みに行く。これは民事だから、警察が先には動いてくれないのだと納得する。さらに相手の車の車両登録を調べなければならない。キャンピングカーのナンバープレートはイリノイ州である。そこでイリノイ州スプリングフィールドの自動車事務所から速達で記録を取り寄せる。すると、車の車検が切れていることが判明した。これでは相手に勝ち目はなない。逃げている理由がわかる。

裁判を手伝ってくれた米国の友人の説明によると、車検が切れているくらいだから、相手は保険に入っていないのだから。また日本人とは違って、貯金も少ないはずだ。実際に修理代を払いたくても払えないのかもしれない。これが米国の生活の一端なのかと妙なところで感心する。

相手は逃げの一手

結局のところ、佐藤先生の滞在期間中に、われわれは相手を裁判所に召喚することができなかった。作戦は失敗である。その後、佐藤先生は帰国して、車は穴の開いたまま売りに出された。買い手は修理をせずに走っていた。

裁判で召喚状が大切であることがよく理解できた。数年後に私の米国の友人から電子メールを受け取った。「妻から離婚訴訟を起こされた。本日、召喚状を受け取った。あーっ、ダメだ。それを受け取ったら負けだよ。

Illustration: Harada Kaori



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp